

## 池田町ふるさと応援寄附金業務委託 公募要領

### 1 趣旨

この要領は、池田町ふるさと応援寄附金業務の委託候補者を選定するために行う公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めるものとする。

### 2 委託する業務の概要

(1) 業務名 池田町ふるさと応援寄附金業務

(2) 業務内容

ア 委託期間 池田町の指定する日（平成 30 年 8 月中を予定）から平成 31 年 3 月 31 日まで

イ 内 容 別紙「池田町ふるさと応援寄附金業務委託仕様書」のとおり

(3) 費 用 運用に係る費用、業務遂行に要する打合せに係る費用などは全て委託候補者の負担とする。

(4) 契約書（案） 本業務の契約書（案）は別添のとおり。

### 3 委託予定額

10,510,000 円（取引に係る消費税額及び地方消費税の額を含む（注））

諸条件：10 月中に寄付受付を開始し、平成 30 年度の寄付額として 2,640 万円を想定。

ただし、寄付額の増加に伴い委託料が増加することを妨げない。

(注)「取引に係る消費税額及び地方消費税の額」は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定により算出したもので、委託料に 108 分の 8 を乗じて得た額

### 4 参加資格要件

次に掲げる要件をいずれも満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 長野県会計局長から、物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (3) 池田町暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員また同条例第 6 条第 1 項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 町税に滞納がないこと。
- (5) 労働保険、厚生年金保険及び健康保険に加入する義務がある者にあつては、これらに加入していること。
- (6) 民事再生法の規定による再生手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は、破産法の規定による破産手続開始の申立てが行われている者でないこと。

### 5 公募型プロポーザル方式による業務委託候補者の選定

上記 2 の業務委託を希望する者は、公募型プロポーザル方式により、以下 8 に定める企画提案書等により提案するものとする。

企画提案書の提出者によるプレゼンテーションを行い、最も優れた企画・運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。

なお、プロポーザル参加に係る諸費用は全て参加者の負担とする。

## 6 公募型プロポーザルへの参加申込の手続き等

公募型プロポーザルへの参加を希望する者は、「参加申込書」（公募要領様式第1号）を郵送、FAX又は持参により提出する（FAXの場合は、必ず電話等では着信の確認をすること。また、後日郵送により原本を提出すること）。

なお、参加申込みを表明した場合であっても、随意契約の相手方として決定されるまでは、いつでも参加を辞退することができるものとする。ただし、その際には辞退届（任意様式）を速やかに提出すること。

- (1) 参加申込書提出期限：平成30年7月23日（月）まで
- (2) 参加申込書提出場所：池田町役場企画政策課町づくり推進係（連絡先は、11「提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先」を参照してください。）
- (3) 添付書類（写し可）
  - ・定款又は寄附行為（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
  - ・登記簿又は履歴事項全部証明書の写し（法人格を有しない場合は、目的、名称、所在地、資産の総額、代表者の氏名及び住所を記載した書類）
- (4) 参加資格の合否決定：平成30年7月26日（木）  
合否結果は口頭（電話）で通知する。

## 7 質問及び回答

- (1) 質問
  - ①質問期限 募集開始から平成30年7月23日（月）17時15分まで
  - ②質問方法 質問書（公募要領様式第2号）により電子メールにて受け付ける。  
メールアドレス：[machi@town.ikedanagano.jp](mailto:machi@town.ikedanagano.jp)※送信時に、件名に「池田町ふるさと応援寄附金業務委託プロポーザル質問」を付すること。  
※質問の内容は、参加申込書、提案書等の記載方法及び仕様書の内容等に関するものに限る。
- (2) 回答
  - ①回答日 平成30年7月26日（木）
  - ②回答方法 質問内容と合わせ、質問者名等を伏せて、池田町ホームページ上で回答する。

## 8 企画提案書等の提出方法

本件における公募型プロポーザルに参加する者は、下記のとおり提案書を提出すること。

- (1) 提案書記載事項（次の項目に加えて、新たな項目について提案を行うことは妨げない。）
  - ①業務委託の実施体制について
  - ②寄付受付業務等への対応について
  - ③お礼の品の企画、取扱い事業者への対応について
  - ④プロモーション事業について
  - ⑤収納方法等の寄付者の利便性向上について
  - ⑥問い合わせ対応について
  - ⑦委託料について
  - ⑧業務履行の確実性について
  - ⑨クラウドファンディングによる寄付募集の企画・支援等について

- ⑩寄付受付ポータルサイト（寄付受付画面遷移等）について
- ⑪業務効率化について（情報の管理・集計及び事務ミス防止等を含む）
- ⑫寄付者又はお礼の品取扱い事業者とのトラブル予防及び発生時の対応について
- ⑬ワンストップ申告特例申請事務処理の支援について
- ⑭受付の早期開始への対応について

(2) 留意事項

- ①提案書は、A4版、長辺綴じとし、表紙に「池田町ふるさと応援寄附金業務委託提案書」と記載すること。
- ②市販のA4版2穴ファイルに編冊すること。
- ③提出部数は、6部（正本1部、副本5部）とし、提出後の資料の追加、修正は認めない。また、提出された書類等は、返却しない。  
なお、提案書等に虚偽の記載をした場合には、提案は無効となる。
- ④必要に応じて、補足資料の提出を求められることがある。
- ⑤仕様書に記載の業務を実施するにあたって、条件等がある場合は、提案書に明記すること。
- ⑥提案書等の作成及び提出に係る経費は提案者の負担とする。

(3) 提案書添付書類（任意様式）

会社概要又は会社概要パンフレット（写し可）

(4) 提案書等の提出

公募型プロポーザル参加者は、提案書及び必要書類を添えて、次により提出すること。

- ①提出期限：平成30年8月2日（木）
- ②提出方法：直接持参、又は郵送により池田町役場企画政策課に提出すること。  
（連絡先等は11を参照）
- ③提出部数：6部（原本1部、副本5部）

(5) 問い合わせ先

今回の公募型プロポーザルについて質問がある場合は、池田町役場企画政策課町づくり推進係に問い合わせをすること。（問い合わせ先の詳細は、11「提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先」を参照のこと）。

## 9 池田町ふるさと応援寄附金業務委託候補者選定委員会

委託候補者の選定は、池田町ふるさと応援寄附金業務委託候補者選定委員会において行う。

選定委員会は、提出された書類及びプレゼンテーションに基づき、提案の内容を総合的に評価し選定を行う。

(1) 委託候補者選定委員会

企画内容などについて評価し、総合的に最も優れた企画運営能力を有すると認められる者を委託候補者とする。

選定結果は、別途文書で通知する。

(2) 提案の評価基準（項目）

- ア 実施体制
- イ 提案内容の妥当性
- ウ 費用の妥当性
- エ 業務履行の確実性

(3) プレゼンテーションについて

- ア 日時 平成30年8月7日(火) 13:30～ (詳細時間は追って連絡します)
- イ 場所 池田町役場中会議室
- ウ 企画提案の所要時間：プレゼンテーション 20分、選定委員による質疑 10分
- エ 注意事項：パワーポイントを用いたプレゼンテーションを希望する場合には、スライドを印刷した資料を提案書に添付して提出する。なお、パソコン、プロジェクター等は、池田町役場企画政策課で用意するが、パソコンは持参しても構わない。

## 10 委託契約についての留意事項等

### (1) 委託契約の締結

契約にあたっては、選定された提案内容をもとに、細部について池田町役場企画政策課と打合せを行う。打合せが整った場合は、委託候補者から改めて見積書を徴収し、内容を精査の上、契約書を取り交わすものとする。

### (2) 契約保証金

委託契約に際して、受託者は契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を契約と同時に納付すること。ただし、池田町財務規則第124条第3項に該当する場合は契約保証金の納付を免除する。

### (3) 実績報告

受託者は、毎月、当月分の本件寄付金の受付実績を翌月5日までに実績通知書(別紙1)をもって委託者に通知すること。

受託者は、当月分の委託業務(当月中に受け付けた本件寄付金の翌月の委託者への払い込みにかかる業務を含む。以下同じ。)を完了した時は、翌々月5日までに、当月の本件寄付金の収納額及び業務委託仕様書において定める方法に基づき算出する当月分の委託業務に係る委託料(以下「委託料」という。)を、業務報告書(別紙2)をもって委託者に報告すること。

### (4) 委託料の支払い

委託料の支払いは、上記(3)の業務報告をもって、支払うこととする。

## 11 提案書等の提出先、本件についての問い合わせ先

〒399-8696

長野県北安曇郡池田町大字池田 3203-6

池田町役場企画政策課町づくり推進係

電話 0261-62-3129 (直通) FAX0261-62-9404

E-mail machi@town.ikeda.nagano.jp

担当者 小田切 隆(課長)、齋藤 陽一(担当)

(別紙1)

池田町ふるさと応援寄附金業務 実績報告書  
(平成〇〇年〇〇月分)

年月日

池田町長 様

所在地  
名 称  
代表者名

印

池田町ふるさと応援寄附金業務委託に係る平成〇〇年〇月分の寄付実績を下記のとおり報告します。

記

1 寄付の受付実績

項 目	件 数	金 額
寄付金額	件	円
お礼の品代金	件	円
配送料	件	円

2 添付書類

(1)寄付金額内訳明細書

(2)お礼の品内訳明細書





(別紙2)

池田町ふるさと応援寄附金業務委託 業務報告書  
(平成〇〇年〇〇月分)

年月日

池田町長 様

所在地  
名 称  
代表者名

印

池田町ふるさと応援寄附金業務委託に係る平成〇〇年〇月分の業務実績を下記のとおり報告します。

記

1 業務実績

寄付金額	委託料率	委託料
円	%	円

2 添付書類

(1)寄付金額内訳明細書



寄付金額内訳明細書  
(平成〇〇年〇月分)

寄付日付	寄付者氏名・住所	寄付金額
		円
		円
		円
		円
		円
		円
		円